

(平成25年2月20日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認広島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 1 日から 17 年 12 月 11 日まで

私は、平成 15 年 4 月に、夫及び子と 3 人で A 社を設立し、3 人とも厚生年金保険に加入していた記憶がある。

しかし、私については申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社の委託先の社会保険労務士が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、申立人の夫及び子が平成 15 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、同通知書に申立人に係る記載は見当たらない。

また、上記社会保険労務士が保管している申立人の夫の健康保険被扶養者認定通知書により、申立人が平成 15 年 4 月に夫の被扶養者として認定されることが確認できることから、申立人は夫の被扶養者として認定されながら厚生年金保険被保険者資格を取得することはできない。

さらに、国民年金第 3 号被保険者資格取得届により、申立人が厚生年金保険被保険者である夫の第 3 号被保険者として平成 15 年 4 月 1 日付けで国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人が保有する A 社の平成 16 年及び 17 年の経費記録により、申立人の夫及び子の健康保険料及び厚生年金保険料の控除についての記載が確認できるが、申立人の健康保険料及び厚生年金保険料の控除についての記載は見当たらない上、申立人が保有する同社の 16 年 5 月から 17 年 1 月までの納入告知書納付書・領収証書により確認できる社会保険事務所（当時）の徴収金額は、申立人の夫及び子の本人負担分及び事業所負担分を合わせた健康保険料及

び厚生年金保険料等の合計金額に一致している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。